

宿泊保養施設について

平素より基金の事業運営に際し格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当基金の契約保養施設（前請求）は、総合企業年金基金協議会が会員基金の代理となり一括で福祉施設利用契約をしていたことにより、利用・補助金支給がなされておりました。

しかしながら、厚生年金基金の解散等による会員の減少により当協議会が解散となったことに伴い、この福祉施設利用契約も解消されましたので、当基金が重複して個別に契約締結していた休暇村、ハイツ&いこいの村を除き、複数施設が補助の対象ではなくなります（下記参照）。

この変更は、平成30年4月1日からですので、予めご了承ください。なお、当該契約解除施設につきまして、平成30年3月31日宿泊分までは後請求の方法にてご利用いただけます。

記

今回契約解除となる保養施設

- ・船員保険保養施設 ・らんざん ・グリーンピアセンター ・ホテル別府パストラル
- ・ウェルピア伊予 ・さなぶり荘 ・草津グリーンパークパレス
- ・伊豆網代温泉松風苑 ・ニューウェルサンピア沼津 ・健康保険瀬波保養所松風荘
- ・草津スカイランドホテル ・奥多摩清流の宿おくたま路

平成30年4月以降の契約保養施設

①直営保養施設

- ・東京ビュック中銀 ・ホテルメトロポリタンエドモント
- ・ウィスタリアンライフクラブ（熱海・箱根・宇佐美・鳥羽・野尻湖・車山高原）

②契約保養施設（前請求）

- ・休暇村 ・ハイツ&いこいの村 ・赤ちゃんペンションめーぷる

③契約保養施設（後請求）

- ・かんぼの宿 ・ワシントンホテルグループ

補助金の支給対象

- ・当基金の加入者及び年金受給者ならびにその扶養家族
- ※補助金請求の際、加入者（65歳未満の在職者）は事業所を通してご提出ください

補助金の額

- ・当基金の加入者及び年金受給者は1泊2,000円、扶養家族は一人1泊1,500円
- ※利用者のうち利用料金を支払った者に限る

利用の制限

- ・直営保養施設の利用は、同一人について1ヶ月2泊を限度
- ・補助金支給は、当該年度を通じ、同一人について家族も含めて10泊を限度
- ※会社の慰安旅行、団体旅行等は補助の対象となりません